

重要事項説明書

記入年月日	2023年7月1日
記入者名	上山 晃司
所属・職名	そんぼの家 東大阪日下 ホーム長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)そんぼけあかぶしきがいしゃ SOMPOケア株式会社	
主たる事務所の所在地	〒 140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番8号	
連絡先	電話番号/FAX番号	03-6455-8560 / 03-5783-4170
	メールアドレス	
	ホームページアドレス	https://www.sompocare.com/
代表者(職名/氏名)	代表取締役 / 鷺見 隆充	
設立年月日	1997年5月26日	
主な実施事業	※別添1(別の実施する介護サービス一覧表) 介護保険事業	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)そんぼのいえ ひがしおおさかくさか そんぼの家 東大阪日下	
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)	
所在地	〒 579-8003 大阪府東大阪市日下町五丁目4番31号	
主な利用交通手段	近鉄けいはんな線「新石切」駅より近鉄バス乗車、 「孔舎衙小学校前」バス停下車 徒歩約3分(200m)	
連絡先	電話番号/FAX番号	072-980-6630 / 072-981-8230
	ホームページアドレス	https://www.sompocare.com/service/home/kaigo/H000136
管理者(職名/氏名)	ホーム長 / 上山 晃司	
有料老人ホーム事業開始日/届出受理日・登録日(登録番号)	2002/10/1	2002/7/16

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2775002773	所管している自治体名	東大阪市
特定施設入居者生活介護 指定日	2014年10月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2775002773	所管している自治体名	東大阪市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	2018年4月1日		

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり				
	賃貸借契約の期間	2002年10月1日				～	2022年9月30日			
	面積	1,567.1 m ²								
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新					
	賃貸借契約の期間	2002年10月1日				～	2022年9月30日			
	延床面積	1,693.82 m ² (うち有料老人ホーム部分				1,693.8 m ²)				
	竣工日	2002年9月10日			用途区分	有料老人ホーム				
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：						
	構造	鉄骨造		その他の場合：						
	階数	3階			(地上		3階、地階		階)	
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性									
居室の状況	総戸数	46戸		届出又は登録をした室数			46室 (46室)			
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積 (※)	室数	備考 (部屋タイプ、相部屋の定員数等)	
	介護居室個室	○	○				13.41m ²	6	1人部屋	
	介護居室個室	○	○				13.29m ²	15	1人部屋	
	介護居室個室	○	○				13.17m ²	3	1人部屋	
	介護居室個室	○	○				13.65m ²	10	1人部屋	
	介護居室個室	○	○				13.77m ²	9	1人部屋	
	介護居室個室	○	○				13.83m ²	3	1人部屋	
		(※)面積表示について	トイレ・収納設備等を除く内法面積で表示している							
共用施設	共用トイレ	4ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			4ヶ所			
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			3ヶ所			
	共用浴室	個室 3ヶ所		大浴場 1ヶ所						
	共用浴室における介護浴槽	機械浴 1ヶ所		ヶ所		その他：				
	食堂	3ヶ所		面積 128.5 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備		なし		
	機能訓練室	1ヶ所		面積 36.0 m ²						
	エレベーター	あり (ストレッチャー対応)				1ヶ所				
	廊下幅	最大 2.7 m		最小 1.8 m		(両手すり設置後の内法幅)				
	汚物処理室	3ヶ所								
	緊急通報装置	居室 あり		トイレ あり		浴室 あり		脱衣室 あり		
通報先 事務所/職員が携帯しているPHS		通報先から居室までの到着予定時間				1～3分				
その他	食堂兼機能訓練指導室、健康管理室等									
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備 あり		火災通報設備 あり					
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定時期)							
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数 2回				

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		利用者の意思を尊重し、心身の特性にあわせた自立支援サービスを提供することを通じて、生活の質の向上を目指します。また、地域とのかかわりを深め、利用者の地域での暮らしを支えます。
サービスの提供内容に関する特色		<p>のびのびとこれまで通りの暮らしにつながる、自由に自立した生活ができる環境を整え、それぞれのお部屋で、趣味に興じたり、自然に身体を動かしたり、思い思いにお過ごしいただけます。</p> <p>お一人おひとりの状態を考慮した「カスタムメイドケア」の実践により、自立した生活の支援を致します。テクノロジーの活用により、介護における利用者の選択肢を増やし、介護職は人にしかできない介護に注力することで、利用者の自立支援、QOL向上を目指します。</p>
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	SOMPOケアフーズ株式会社
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	協力医療機関
	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		<p>1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。</p> <p>① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施</p> <p>② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備</p> <p>③ その他虐待防止のために必要な措置</p> <p>2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。</p>
身体的拘束		<p>1. 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。</p> <p>2. 事業所は、前項の規定により身体的拘束等を行う場合には、マニュアルに沿って適正に行うとともに、あらかじめ、利用者又はその家族に対し説明を行い、その同意を得るものとする。</p> <p>3. 事業所は、1.の規定により身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。</p>

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		<p>1. 計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供時の留意点、サービス提供期間等を記載した特定施設・介護予防特定施設サービス計画を作成する。</p> <p>2. 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した特定施設・介護予防特定施設サービス計画について、利用者又はその家族に対して、その内容について説明し、同意を得たうえで交付するものとする。</p> <p>3. 特定施設・介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の状況に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて特定施設・介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</p>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行うものとする。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行うものとする。
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行うものとする。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行うものとする。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行うものとする。
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行うものとする。
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の手伝い、服薬の確認を行うものとする。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行うものとする。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行うものとする。
	器具等を使用した訓練	あり 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行うものとする。
その他	創作活動など	あり 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供するものとする。
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。
施設の利用に当たっての留意事項		<p>① 入居者は、外出（短時間のものは除く。）又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届け出なければならない。</p> <p>② 従業者は、入居者が外来者と面会しようとするときに、外来者の身元確認をする場合がある。</p> <p>③ 入居者は、努めて健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は、特別な理由がないかぎりこれを行う。</p> <p>④ 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。</p> <p>⑤ 入居者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。</p>

<p>その他運営に関する重要事項</p>	<p>1. 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。 ① 入居者以外の第三者に対して、居室の全部又は一部を利用させる行為 ② 入居者以外の第三者を居室に居住させる行為 ③ 事前に事業者の承諾を得ることなく、入居者以外の第三者を居室に宿泊させる行為 ④ 管理規程及び運営規程に違反する行為 ⑤ 介護サービス計画に含まれていないサービスを要求する行為 ⑥ 他の入居者の生活や事業者による他の利用者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼす行為 ⑦ 他の入居者又は事業者の従業員の心身・生命に危害を及ぼす行為及び危害を及ぼすと威勢を示す言動 ⑧ 当施設又は当施設の周辺において、粗野、乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、他の入居者、付近の住民、通行人又は事業者の従業員に不安を覚えさせる行為 ⑨ 共同生活の秩序を乱し、他の入居者又は事業者の従業員に迷惑をかける行為及び当施設の健全な運営に支障をきたす行為 ⑩ 指定された場所以外で喫煙又は火気を用いる行為 ⑪ 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計・威力による信用毀損・業務妨害等の行為 ⑫ 著しく粗野な若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、当ホームの他の入居者、その関係者、周辺住民、通行人又は事業者の従業員に不安を与える行為 ⑬ 当ホームに反社会的勢力を入居させ、反復継続して反社会的勢力を出入りさせ、又は当ホームを反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為</p> <p>2. 入居者は、故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与え、又は無断で備品形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。</p>																																																							
<p>短期利用特定施設入居者生活介護の提供</p>	<p>なし</p>																																																							
<p>特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無</p>	<table border="1"> <tr> <td>身体拘束廃止未実施減算</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>入居継続支援加算</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>生活機能向上連携加算</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>個別機能訓練加算</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>ADL維持等加算</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>夜間看護体制加算</td> <td></td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>若年性認知症入居者受入加算</td> <td></td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>認知症専門ケア加算</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>医療機関連携加算</td> <td></td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>口腔衛生管理体制加算</td> <td></td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>口腔・栄養スクリーニング加算</td> <td></td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>退院・退所時連携加算</td> <td></td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>科学的介護推進体制加算</td> <td></td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>看取り介護加算</td> <td>(I)</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>サービス提供体制強化加算</td> <td>(III)</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算</td> <td>(I)</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>介護職員等特定処遇改善加算</td> <td>(II)</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td> <td></td> <td>あり</td> </tr> </table>		身体拘束廃止未実施減算		なし	入居継続支援加算		なし	生活機能向上連携加算		なし	個別機能訓練加算		なし	ADL維持等加算		なし	夜間看護体制加算		あり	若年性認知症入居者受入加算		あり	認知症専門ケア加算		なし	医療機関連携加算		あり	口腔衛生管理体制加算		あり	口腔・栄養スクリーニング加算		あり	退院・退所時連携加算		あり	科学的介護推進体制加算		あり	看取り介護加算	(I)	あり	サービス提供体制強化加算	(III)	あり	介護職員処遇改善加算	(I)	あり	介護職員等特定処遇改善加算	(II)	あり	介護職員等ベースアップ等支援加算		あり
身体拘束廃止未実施減算		なし																																																						
入居継続支援加算		なし																																																						
生活機能向上連携加算		なし																																																						
個別機能訓練加算		なし																																																						
ADL維持等加算		なし																																																						
夜間看護体制加算		あり																																																						
若年性認知症入居者受入加算		あり																																																						
認知症専門ケア加算		なし																																																						
医療機関連携加算		あり																																																						
口腔衛生管理体制加算		あり																																																						
口腔・栄養スクリーニング加算		あり																																																						
退院・退所時連携加算		あり																																																						
科学的介護推進体制加算		あり																																																						
看取り介護加算	(I)	あり																																																						
サービス提供体制強化加算	(III)	あり																																																						
介護職員処遇改善加算	(I)	あり																																																						
介護職員等特定処遇改善加算	(II)	あり																																																						
介護職員等ベースアップ等支援加算		あり																																																						
<p>人員配置が手厚い介護サービスの実施</p>	<p>なし</p>	<p>(介護・看護職員の配置率) : 1 以上</p>																																																						

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い		
	その他の場合：		
協力医療機関	名称	医療法人 浩仁会 さんだクリニック	
	住所	大阪府東大阪市菱江1-2-33	
	診療科目	内科、循環器科、小児科	
	協力科目	内科、循環器科	
	協力内容	訪問診療、急変時の対応	
		その他の場合：	
	名称	医療法人 あい内科クリニック	
	住所	大阪府東大阪市東花園町2-6-35	
	診療科目	内科	
	協力科目	内科	
	協力内容	訪問診療、急変時の対応	
		その他の場合：	
	名称	医療法人 恵生会 恵生会病院	
	住所	大阪府東大阪市鷹殿町20-29	
	診療科目	内科等	
協力科目	内科		
協力内容	その他		
	その他の場合：	入院および救急の受入れ	

協力医療機関	名称	医療法人社団 交鐘会 あおぞら在宅診療所 大阪はなてん
	住所	大阪市鶴見区今津1-10-19 大都ハイツ406
	診療科目	内科、循環器、精神科
	協力科目	内科、循環器、精神科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	社会医療法人若弘会 わかこうかいクリニック
	住所	大阪府大阪市浪速区日本橋4-7-17
	診療科目	内科等
	協力科目	内科
協力内容	訪問診療、急変時の対応	
	その他の場合：	
協力歯科医療機関	名称	本町中央歯科クリニック
	住所	大阪府大阪市西区西本町1-10-3 新松岡ビル5階1号
	協力内容	訪問診療
その他の場合：		

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	その他の場合：			
判断基準の内容	都合により、同一ホーム内での介護居室から他の介護居室への変更は可能			
手続の内容	居室変更確認書の締結			
追加的費用の有無	なし	追加費用		
居室利用権の取扱い	住み替え後の居室に移行			
前払金償却の調整の有無	なし	調整後の内容		
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	あり	変更の内容	面積の増減
	便所の変更	なし	変更の内容	
	浴室の変更	—	変更の内容	
	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更	—	変更の内容	
	その他の変更	なし	変更の内容	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護
留意事項	<p>利用者、身元保証人、利用者の家族その他利用者の関係者は、当ホームの利用に当たり、次の各号の掲げる行為を行うことはできない。</p> <ol style="list-style-type: none">① 利用者以外の第三者に対して、居室の全部又は一部を利用させる行為② 利用者以外の第三者を居室に居住させる行為③ 事前に事業所の承諾を得ることなく、利用者以外の第三者を居室に宿泊させる行為④ 管理規程及び運営規程に違反する行為⑤ 介護サービス計画に含まれていないサービスを要求する行為⑥ 他の入居者の生活や事業所による他の利用者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼす行為⑦ 他の入居者又は事業所の従業員の心身・生命に危害を及ぼす行為及び危害を及ぼすと威勢を示す言動⑧ 当ホーム又は当ホームの周辺において、粗野、乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、他の入居者、付近の住民、通行人又は事業所の従業員に不安を覚えさせる行為⑨ 共同生活の秩序を乱し、他の入居者又は事業所の従業員に迷惑をかける行為及び当ホームの健全な運営に支障をきたす行為⑩ 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計・威力による信用毀損・業務妨害等の行為⑪ 著しく粗野な若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、当ホームの他の入居者、その関係者、周辺住民、通行人又は事業者の従業員に不安を与える行為⑫ 当ホームに反社会的勢力を入居させ、反復継続して反社会的勢力を出入りさせ、又は当ホームを反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為

<p>契約の解除の内容</p>	<p>1. 利用者は、退去予定日が属する月の前月の末日までに、事業所が定める退去届を事業所に提出し、その退去届に記載された退去予定日をもって、本契約を解除することができる。</p> <p>2. 前項に定める日までに退去届を提出せずに本契約を解除する場合は、利用者は、事業所に違約金として1か月分の家賃及び管理費を支払うものとする。</p> <p>3. 利用者が入居日より前に契約解除する場合、利用者は、前項の違約金の支払いを要しない。</p> <p>4. 利用者は、事業者について、入居契約書第9条に反する事実が判明したとき、又は反していると入居者が合理的に判断したときは、何らの催告を要せず、直ちに入居契約を解除することができる。</p> <p>5. 利用者は、前項に基づき本契約を解除した場合に事業者に損害が生じても何らこれを賠償する責任を負わない。</p>		
<p>事業主体から解約を求める場合</p>	<p>解約条項</p>		<p>(1) 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができる。</p> <p>① 入院又は外泊が連続して2か月を超える場合、又はそれが予想される場合で、復帰の目途が立たないとき。ただし、退去後に利用者が復帰を希望する場合、事業所は、他のホームへの入居も含めてその実現に努めるものとする。</p> <p>② 基本利用料、又はその他利用料の支払いを2か月以上怠り、事業所が催告をしたにもかかわらず、その支払いがなされないとき</p> <p>③ 不正の手段によって入居したとき</p> <p>④ 提出書類等で虚偽の申告があったとき</p> <p>⑤ 介護保険の認定更新において、自立と認定されたとき</p> <p>⑥ 常時医療行為が必要となる等、利用者の身体状況が事業所の介護の範囲を超えたとき。ただし、この場合は、医師の意見を聴き、一定の観察期間を経た上で、事業所が判断するものとする。</p> <p>⑦ 留意事項に違反し、事業所が催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。</p> <p>⑧ その他、利用者、身元保証人、利用者の家族その他利用者の関係者が、事業所の従業員又は他の入居者に対して社会通念上許容できない行為を行い、事業所との信頼関係を著しく害したと事業所が判断したとき。</p> <p>(2) 事業者は、利用者又は身元保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、入居契約を直ちに解除することができる。</p> <p>① 入居契約書第9条に反する事実が判明したとき、又は、反していると事業者が合理的に判断したとき。</p> <p>② 入居契約書第10条第2項各号に掲げる行為を行ったとき。</p> <p>③ 事業者は、前項に基づき本契約を解除した場合に利用者又は身元保証人に損害が生じても何らこれを賠償する責任を負わない。</p>
	<p>解約予告期間</p>		<p>なし</p>
<p>入居者からの解約予告期間</p>	<p>1ヶ月 (退去予定日が属する月の前月の末日)</p>		
<p>体験入居</p>	<p>あり</p>	<p>内容</p>	<p>期間：6泊7日を限度とする。 費用：費用 1泊2日 (3食、間食付) 11,000円 (税込) その他費用 (オムツ代・日用雑貨品等、実費)</p>
<p>入居定員</p>	<p>46人</p>		
<p>その他</p>			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1		1.0	
生活相談員	1	1		1.0	
直接処遇職員	19	18	3	19.2	
介護職員	16	16	2	16.7	
看護職員	3	2	1	2.5	機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員	1	1	0	0.2	看護職員 1名
計画作成担当者	1	1	0	1.0	
栄養士	委託 (SOMP Oケアフーズ株式会社)				
調理員					
事務員					
その他職員					
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
介護支援専門員	0	0	0	
介護福祉士	11	10	1	
介護福祉士実務者研修修了者	2	2	0	
介護職員初任者研修修了者	2	1	1	
認定特定行為業務従事者：2号研修 (詳細は備考欄)				

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (16時～ 翌10時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	0 人	0 人
介護職員	2 人	1 人
生活相談員	0 人	0 人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.1 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				なし					
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称	介護福祉士					
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
業務に従事した経験年数に応じた人数	1年未満	0	0	3	0	0	0	0	0	0
	1年以上3年未満	0	1	3	1	0	0	0	0	0
	3年以上5年未満	2	0	4	0	0	0	1	0	0
	5年以上10年未満	0	0	3	1	1	0	0	0	0
	10年以上	0	0	3	0	0	0	0	0	1
備考										
従業者の健康診断の実施状況		あり								

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
利用料金の支払い方式	月払い方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	なし	
利用料の請求及び支払方法について	内容：	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が指定する口座振替の方法により支払う。 ・利用料の引落としは、利用者指定の金融機関の口座から毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に行い、利用者は、基本利用料（家賃相当額、食費、管理費）の翌月分及びその他の利用料の前月分を支払う。 ・口座振替利用の手続が最初の支払いに間に合わない場合、利用者は、事業者へ通知し、速やかに事業者が指定する口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は、利用者の負担とする。 ・事業者は、利用者に対し、利用者が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別等の明細を記載した当月の利用料等の請求書を送付する。 	
利用料金の改定	条件	基本利用料等が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同業種の利用料との比較等によって著しく不相当となったとき
	手続き	1か月前に通知し、運営懇談会を経て、利用料等を改定する。

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1		
入居者の状況	要介護度	-		
	年齢	-		
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室		
	床面積	13.17~13.83㎡		
	トイレ	あり		
	洗面	あり		
	浴室	なし		
	台所	なし		
	収納	なし		
入居時点で必要な費用		-		
月額費用の合計		159,110円		
家賃 (非課税)		79,400円		
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用	別添参照		
	介護保険外	食費 (30日の場合・税込)	43,740円	
		管理費 (税込)	35,970円	
		状況把握及び生活相談サービス費	-	
		電気代	実費	
備考 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担 (利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。) ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。				

(利用料金の算定根拠等)

家賃	支払地家賃額を考慮し、近隣の同業種の家賃額と同水準にて設定
敷金	家賃の - ヶ月分
	解約時の対応
前払金	-
食費	43,740円 (税込) (1人あたり/30日の場合) 食費に含まれるサービス：献立、栄養管理、調理配膳、食事サービス全般等。外泊、入院等で不在の場合、5日前までに申し出た場合に限り、不在日数に応じて食材費 (朝・昼・夕のいずれか摂れば請求) を返金する。ただし、緊急入院等、不測の事態と事業者が認めた場合に限り、当日欠食分より食材費を返金します。 食材費：780円 [朝食200円、昼食300円、夕食280円] (税抜) 厨房管理費：570円 (税抜) 有料老人ホームにおける食費 (飲食料品の提供の対価) に係る消費税については、「1食あたり640円以下」かつ「1日あたり累計額1,920円以下」の場合 (何れも厨房管理費を含む) に、軽減税率 (8%) の対象となります。また、税込価格は、1か月間の税抜価格を合計した後に消費税を乗算して算出します。

管理費	共用部分の水道光熱費、事務経費、衛生管理費、保守管理費等
状況把握及び生活相談サービス費	
光熱水費	共用部分は、管理費に含む。 <入居の場合> 個人居室の電気料金 (37.4円(税込)/kwh)
介護保険外費用	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	日常生活費(電話代、おむつやティッシュペーパー、トイレ トペーパー代金やアクティビティによる参加費用等) 自立の方の費用：3,300円/日(税込) (1人あたり)

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い 場合の介護サービス(上乘せサービス)	-
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間(償却年月数)	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)	
初期償却額	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	1人
	65歳以上75歳未満	2人
	75歳以上85歳未満	12人
	85歳以上	23人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	0人
	要支援2	1人
	要介護1	7人
	要介護2	10人
	要介護3	4人
	要介護4	6人
入居期間別	6か月未満	3人
	6か月以上1年未満	2人
	1年以上5年未満	30人
	5年以上10年未満	3人
	10年以上	0人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 3人
入居者数		38人

(入居者の属性)

性別	男性	15人	女性	23人	
男女比率	男性	39%	女性	60.5%	
入居率	82.6%	平均年齢	84.8歳	平均介護度	2.98

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	1人
	社会福祉施設	2人
	医療機関	0人
	死亡者	13人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人 (解約事由の例)
	入居者側の申し出	3人 (解約事由の例) 在宅復帰、特養転居

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		SOMPOケア株式会社 お客様相談窓口
電話番号 / FAX		0120-65-1192 / 03-5783-4170
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	9:00～18:00
	日曜・祝日	9:00～18:00
定休日		なし
窓口の名称 (事業所)		そんぽの家 東大阪日下 (生活相談員) または要望カード
電話番号 / FAX		072-980-6630 / 072-981-8230
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	9:00～18:00
	日曜・祝日	9:00～18:00
定休日		なし
窓口の名称 (所在市町村 (保険者))		東大阪市福祉部指導監査室法人・高齢者施設課
電話番号 / FAX		06-4309-3315 / 06-4309-3848
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号 / FAX		06-6949-5418 / -
対応している時間	平日	9:00～17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (有料老人ホーム所管庁)		東大阪市 福祉部 指導監査室 介護事業者課
電話番号 / FAX		06-4309-3317 / 06-4309-3848
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (利用者保険者(上記以外))		
電話番号 / FAX		/
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称 (虐待の場合)		東大阪市 福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課
電話番号 / FAX		06-4309-3013 / 06-4309-3814
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土日祝祭日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	加入内容	福祉事業者賠償責任保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュアルに基づき、速やかに対応	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	意見箱の設置	
		実施日	随時	
		結果の開示	なし	
			開示の方法	
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
			開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 2回
		構成員	入居者、家族、施設長、職員、民生委員等
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<p>本事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省等が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。</p> <p>また、事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。</p>		
緊急時等における対応方法	<p>「緊急時の対応」フローに基づき、迅速な対応を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が事故、状態変化が発生した場合は、看護職員、管理者に連絡を行い、指示を仰ぐ。 ・緊急時、夜間の場合によっては直接介護職員が119緊急要請を行う ・看護職員、管理者を中心とし、主治医や家族（緊急連絡先）への連絡、状況報告を行う。 ・利用者の心身面の損傷が重篤な場合の事故については、施設管理者が部長へ連絡を行い、指示を仰ぐ。 ・各保険者の報告基準に該当する事故が発生した場合には、行政事故報告書を作成し、迅速に報告を行う。 ・賠償すべき問題が発生した場合には、速やかに対応を行う。 		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
東大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合している	代替措置等の内容	
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

- 添付書類：別添 1（別に実施する介護サービス一覧表）
別添 2（個別選択による介護サービス一覧表）
別添 3（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表）
別添 4（介護報酬額の自己負担基準表）

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

<https://www.sompo-care.com/service/home/kaiigo/1800136>

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

年

月

日

説明者署名

(別添1)事業主体が東大阪市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	事業所一覧参照	
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	事業所一覧参照	
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援			
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	事業所一覧参照	
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援			
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		
<指定第1号事業>			
訪問型介護予防サービス	あり	事業所一覧参照	
訪問型生活援助サービス	あり	事業所一覧参照	
通所型介護予防サービス	なし		
通所型短時間サービス	なし		

事業所一覧

サービス	事業所番号	所在地
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 7 7 5 0 0 2 7 7 3	〒579-8003
	そんぽの家 東大阪日下	大阪府東大阪市日下町五丁目4番31号
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 7 7 5 0 0 4 4 2 3	〒577-0002
	そんぽの家 鶴見徳庵	大阪府東大阪市稲田上町二丁目2番53号
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 7 7 5 0 0 4 7 3 8	〒579-8015
	そんぽの家 新石切	大阪府東大阪市北石切町6番25号
訪問介護 訪問型介護予防サービス 訪問型生活援助サービス	2 7 7 5 0 1 4 2 2 4	〒577-0056
	SOMPOケア 布施 訪問介護	大阪府東大阪市長堂三丁目20番11号

介護サービス等の一覧表①

2022/10/1現在

要介護認定区分	自立		要支援1		要支援2	
サービスの分類	自立介護費、前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
<介護サービス>						
○巡回						
屋間 9:00～18:00	-	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○食事介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
おむつ交換	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
おむつ代	-	実費/持込	-	実費/持込	-	実費/持込
○入浴	浴室使用週2回		週2回		週2回	
一般浴介助	状態に応じて※4	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1
清拭	状態に応じて※4		未入浴時状態に応じて※4		未入浴時状態に応じて※4	
特浴介助	-		-		-	
○身辺介助						
体位交換	-	-	-	-	-	-
居室からの移動	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
衣類の着脱	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
身だしなみ介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
行動障害対応※2	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○機能訓練	-	別料金※1	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○通院の介助						
協力医療機関	-	別料金※1	付添	-	付添	-
協力医療機関以外	-		-	別料金※1	-	別料金※1
○緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
<生活サービス>						
○家事						
清掃（居室）	週1回	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週1回	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯（業者依頼分）	-	実費	-	実費	-	実費
○理美容	-	実費	-	実費	-	実費
○代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1
○日用雑貨費用	-	実費	-	実費	-	実費
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
○生活指導	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
○医師の往診	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担
○移送サービス	-	実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費
○入院中の生活援助	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1
<その他のサービス>						
アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	-	実費	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	-	実費	-	※5	-	※5

- ※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時及び18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。
【15分の場合】 日中：1,540円 夜朝：1,925円 深夜：2,310円、【30分の場合】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【以降30分】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円（すべて税込の金額）。
- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】
薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。
- ※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。
- ※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表②

2022/10/1現在

要介護認定区分	要介護1		要介護2		要介護3	
	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
<介護サービス>						
○巡回						
昼間 9:00～18:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○食事介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
おむつ交換	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
おむつ代	-	実費/持込	-	実費/持込	-	実費/持込
○入浴	週2回		週2回		週2回	
一般浴介助	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※
清拭	未入浴時 状態に応じて※4	1	未入浴時 状態に応じて※4	1	未入浴時 状態に応じて※4	1
特浴介助	-		-		状態に応じて※4	
○身辺介助						
体位交換	-	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
居室からの移動	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
衣類の着脱	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
身だしなみ介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
行動障害対応※2	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○機能訓練	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○通院の介助						
協力医療機関	付添	-	付添	-	付添	-
協力医療機関以外	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1
○緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
<生活サービス>						
○家事						
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯(業者依頼分)	-	実費	-	実費	-	実費
○理美容	-	実費	-	実費	-	実費
○代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1
○日用雑貨費用	-	実費	-	実費	-	実費
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
○生活指導	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
○医師の往診	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費
○入院中の生活援助	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1
<その他のサービス>						
アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	-	※5	-	※5	-	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8～18時、夜朝:6～8時及び18～22時、深夜:22～6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

【15分の場合】日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【240～480分の場合】日中:1,100円 夜朝:1,375円 深夜:1,650円(すべて税込の金額)。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(※1に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表③

2022/10/1現在

要介護認定区分	要介護4		要介護5	
	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
<介護サービス>				
○巡回				
昼間 9:00～18:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○排泄				
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ代	－	実費/持込	－	実費/持込
○入浴	週2回		週2回	
一般浴介助	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1
清拭	未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	状態に応じて※4		状態に応じて※4	
○身辺介助				
体位交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○機能訓練	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○通院の介助				
協力医療機関	付添	－	付添	－
協力医療機関以外	－	別料金※1	－	別料金※1
○緊急時対応				
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－
<生活サービス>				
○家事				
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯(業者依頼分)	－	実費	－	実費
○理美容	－	実費	－	実費
○代行				
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費
<健康管理サービス>				
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>				
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1
<その他のサービス>				
アクティビティ、その他サービス				
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	－	※5	－	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8～18時、夜朝:6～8時及び18～22時、深夜:22～6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

【15分の場合】日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【240～480分の場合】日中:1,100円 夜朝:1,375円 深夜:1,650円(すべて税込の金額)。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(※1に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価 5級地 10.45円

利用者負担額は、1割を表示しています。

但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援1	182	1,901	191	57,057	5,706	介護予防特定施設入居者生活介護の費用	
要支援2	311	3,249	325	97,498	9,750		
要介護1	538	5,622	563	168,663	16,867		
要介護2	604	6,311	632	189,354	18,936		
要介護3	674	7,043	705	211,299	21,130		
要介護4	738	7,712	772	231,363	23,137		
要介護5	807	8,433	844	252,994	25,300		
			1日あたり (円)		30日あたり (円)		
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
身体拘束廃止未実施減算	なし	体的拘束に係る運営項目に違反した場合、基本単位数より10%の減算 以下、1日あたりの減算単位数 要支援1 -18単位 要支援2 -31単位 要介護1 -54単位 要介護2 -60単位 要介護3 -67単位 要介護4 -74単位 要介護5 -81単位					
個別機能訓練加算	なし						
夜間看護体制加算	あり	10	104	11	3,135	314	
医療機関連携加算	あり	80	-	-	836	84	1月につき
看取り介護加算	(I)	72	752	76	-	-	死亡日以前31日～45日以下
		144	1,504	151	-	-	死亡日以前4日以上30日以下
		680	7,106	711	-	-	死亡日の前日及び前々日
		1,280	13,376	1,338	-	-	死亡日
入居継続支援加算	なし						
生活機能向上連携加算	なし						
若年性認知症入居者受入加算	あり	120	1,254	126	37,620	3,762	
口腔衛生管理体制加算	あり	30	-	-	313	32	
口腔・栄養スクリーニング加算	あり		-	-	#VALUE!	#####	6月につき1回
退院・退所時連携加算	あり	30	313	32	9,405	941	入居してから30日以内
認知症専門ケア加算	なし						
ADL維持等加算	なし						
科学的介護推進体制加算	あり	40円	-	-	418	42	1月につき
サービス提供体制強化加算	(III)	6	62	7	1,881	189	
介護職員処遇改善加算	(I)	(介護予防)特定施設単位数+加算単位数)×8.2%					1月につき
介護職員等特定処遇改善加算	(II)	(介護予防)特定施設単位数+加算単位数)×1.2%					1月につき
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり	(介護予防)特定施設単位数+加算単位数)×1.5%					1月につき

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額:5級地(地域加算10.45%))

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)
要支援1	182単位/日	57,057円	5,706円	11,412円	17,118円
要支援2	311単位/日	97,498円	9,750円	19,500円	29,250円
要介護1	358単位/日	168,663円	16,867円	33,733円	50,599円
要介護2	604単位/日	189,354円	18,936円	37,871円	56,807円
要介護3	674単位/日	211,299円	21,130円	42,260円	63,390円
要介護4	738単位/日	231,363円	23,137円	46,273円	69,409円
要介護5	807単位/日	252,994円	25,300円	50,599円	75,899円
身体拘束廃止 未実施減算	身体的拘束に係る運営項目に違反した場合、基本単位数より10%の減算 以下、1日あたりの減算単位数 要支援1 -18単位 要支援2 -31単位 要介護1 -54単位 要介護2 -60単位 要介護3 -67単位 要介護4 -74単位 要介護5 -81単位				
入居継続支援加算 (I)	36単位/日	11,286円	1,129円	2,258円	3,386円
入居継続支援加算 (II)	22単位/日	6,897円	690円	1,380円	2,070円
生活機能向上連携加算 (I)	100単位/月	1,045円	105円	209円	314円
生活機能向上連携加算 (II) (個別機能訓練加算を算定する 場合は1月につき100単位)	200単位/月	2,090円	209円	418円	627円
個別機能訓練加算 (I)	12単位/日	3,762円	377円	753円	1,129円
個別機能訓練加算 (II)	20単位/日	6,270円	627円	1,254円	1,881円
ADL維持等加算(I)	30単位/月	313円	32円	63円	94円
ADL維持等加算(II)	60単位/月	627円	63円	126円	189円
夜間看護体制加算	10単位/日	3,135円	314円	627円	941円
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	37,620円	3,762円	7,524円	11,286円
認知症専門ケア加算(I)	3単位/日	940円	94円	188円	282円
認知症専門ケア加算(II)	4単位/日	1,254円	126円	251円	377円
医療機関連携加算	80単位/月	836円	84円	168円	251円
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	313円	32円	63円	94円
口腔・栄養スクリーニング 加算	20単位/回	209円	21円	42円	63円
退院・退所時連携加算 (入居後30日以内)	30単位/日	313円	32円	63円	94円
科学的介護推進体制加算	40単位/月	418円	42円	84円	126円
看取り介護加算(I) (死亡日以前31日以上45日以下)	72単位/日	20,314円	4,063円	8,126円	12,189円
看取り介護加算(II) (死亡日以前4日以上30日以下)	144単位/日	40,629円	8,126円	16,252円	24,378円
看取り介護加算(III) (死亡前日及び前々日)	680単位/日	14,212円	2,842円	5,684円	8,526円
看取り介護加算(IV) (死亡日)	1280単位	13,376円	2,675円	5,350円	8,025円
看取り介護加算(V) (看取り介護一人当たり)	(最大7,608単位)	(最大79,503円)	(最大7,951円)	(最大15,901円)	(最大23,851円)
看取り介護加算(II) (死亡日以前31日以上45日以下)	572単位/日	161,389円	16,139円	32,278円	48,417円
看取り介護加算(III) (死亡日以前4日以上30日以下)	644単位/日	181,704円	18,171円	36,341円	54,512円
看取り介護加算(IV) (死亡前日及び前々日)	1180単位/日	24,662円	4,932円	9,864円	14,796円
看取り介護加算(V) (死亡日)	1780単位	18,601円	3,720円	7,440円	11,160円
看取り介護加算(VI) (看取り介護一人当たり)	(最大30,108単位)	(最大314,628円)	(最大31,463円)	(最大62,926円)	(最大94,389円)
サービス提供体制強化加算 (I)	22単位/日	6,897円	690円	1,380円	2,070円
サービス提供体制強化加算 (II)	18単位/日	5,643円	565円	1,129円	1,693円
サービス提供体制強化加算 (III)	6単位/日	1,881円	189円	377円	565円
介護職員処遇改善加算 (I)~(V)	(I)	(介護予防) 特定施設単位数+加算単位数) × 8.2%			
介護職員等特定処遇改善 加算(I)~(II)	(II)	(介護予防) 特定施設単位数+加算単位数) × 1.2%			
介護職員等ベース アップ等支援加算	あり	(介護予防) 特定施設単位数+加算単位数) × 1.5%			

・1か月は30日で計算しています。

・栄養スクリーニング加算は、1回あたりで計算しています。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
		64,790円	105,231円	179,531円	200,222円	222,167円	242,231円	263,862円
自己負担	(1割の場合)	6,479円	10,523円	17,953円	20,023円	22,217円	24,224円	26,387円
	(2割の場合)	12,958円	21,047円	35,907円	40,045円	44,434円	48,447円	52,773円
	(3割の場合)	19,437円	31,570円	53,860円	60,067円	66,651円	72,670円	79,159円

・上記は夜間看護体制加算(要介護のみ)、医療機関連携加算、サービス提供体制強化加算(III)算定の場合の例です。

・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算額、介護職員等ベースアップ等支援加算の自己負担分については別途必要となります。

加算・減算項目の説明 〈特定施設入居者生活介護〉

● 入居継続支援加算(Ⅰ)：36単位/日 (Ⅱ)：22単位/日

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、サービスを行った場合に加算します。

イ 入居継続支援加算(Ⅰ)：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（喀痰吸引等）を必要とする者の占める割合が入居者の15%以上であること。

(2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6またはその端数を増すごとに1以上であること。ただし、別に掲げる基準のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が7またはその端数を増すごとに1以上であること。

(3) 通所介護費等算定方法第五号および第九号に規定する基準のいずれにも適合していないこと。

ロ 入居継続支援加算(Ⅱ)：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為（喀痰吸引等）を必要とする者の占める割合が入居者の5%以上であること。

(2) イ(2)および(3)に該当するものであること。

● 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)：100単位/月 (Ⅱ)：200単位/月 (個別機能訓練加算算定時は100単位)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、外部との連携により、入居者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に加算します。

イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)：次のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーションまたはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、ホームの機能訓練指導員等が共同して入居者の身体状況等の評価および個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、入居者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が入居者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者またはその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)：次のいずれにも適合すること。

(1) 理学療法士等が、ホームを訪問し、ホームの機能訓練指導員等が共同して入居者の身体状況等の評価および個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、入居者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が入居者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者またはその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

● **個別機能訓練加算 (I)：12単位／日 (II)：20単位／月**

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師（以下「理学療法士等」といいます。）を1名以上配置しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に加算します。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、加算します。

● **A D L 維持等加算 (I)：30単位／月 (II)：60単位／月**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対してサービスを行った場合は、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い加算します。

イ A D L 維持等加算(I)：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 評価対象者の総数が10人以上であること。

(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して6月目においてA D Lを評価し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。

(3) 評価対象者の評価対象期間開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L値から評価対象利用開始月に測定したA D値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が1以上であること。

ロ A D L 維持等加算(II)：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)および(2)の基準に適合するものであること。

(2) 評価対象者のA D L利得の平均値が2以上であること。

● **夜間看護体制加算 10単位／日**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、サービスを行った場合に加算します。

イ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

ロ 看護職員により、または病院もしくは診療所もしくは指定訪問看護ステーションとの連携により、入居者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

● **若年性認知症入居者受入加算 120単位／日**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、若年性認知症入居者に対してサービスを行った場合に加算します。

受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。

● **認知症専門ケア加算 (Ⅰ)：3単位／日 (Ⅱ)：4単位／日**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームが別に厚生労働大臣が定める入居者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に加算します。

イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) ホームにおける入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入居者（以下「対象者」といいます。）の占める割合が50%以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては一に当該対象者の数が19を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) ホームの従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。

ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの基準のいずれにも適合すること。
- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3) ホームにおける介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定していること。

● **医療機関連携加算 80単位／月**

看護職員が、入居者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該入居者の同意を得て、協力医療機関または入居者の主治の医師に対して、入居者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合に加算します。

● **口腔衛生管理体制加算 30単位／月**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合するホームにおいて、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言および指導を月1回以上行っている場合に加算します。

イ ホームにおいて歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言および指導に基づき、入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。

ロ 人員基準欠如に該当していないこと。

● **口腔・栄養スクリーニング加算 20単位／回**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合するホームの従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに入居者の栄養状態について確認を行い、当該入居者の栄養状態に関する情報を入居者を担当する介護支援専門員に提供した場合に加算します。

人員基準欠如に該当していないこと。

● **退院・退所時連携加算 30単位／日**

病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院からホームに入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間について加算します。30日を超える病院もしくは診療所への入院または介護老人保健施設もしくは介護医療院への入所後にホームに再び入居した場合も、同様とします。

● **科学的介護推進体制加算 40単位／月**

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対しサービスを行った場合に加算します。

- | |
|--|
| (1) 入居者ごとのA D L 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 |
| (2) 必要に応じて介護計画を見直すなどサービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 |

● **看取り介護加算(Ⅰ)**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入居者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(Ⅰ)として、死亡日以前30日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日および前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算します。

- | |
|--|
| (1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 |
| (2) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員（新設）その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 |
| (3) 看取りに関する職員研修を行っていること |

● **看取り介護加算(Ⅱ)**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入居者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(Ⅱ)として、死亡日以前30日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日および前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡月に加算します。

- | |
|--|
| (1) 当該加算を算定する期間において、夜勤または宿直を行う看護職員の数が一以上であること。 |
| (2) イ(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。 |

● **サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：22単位／日（Ⅱ）：18単位／日（Ⅲ）：6単位／日**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い加算します。

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

- ① ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。
- ② ホームの介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。

(2) 提供するサービスの質の向上に資する取組を実施していること。

(3) 通所介護費等算定方法第五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。

(2) イ(3)に該当するものであること

ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

- ① ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
- ② ホームの看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
- ③ サービスを入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。

(2) イ(3)に該当するものであること

● **介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：8.2%**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県等に届け出た事業所が、入居者に対し、サービスを行った場合に加算します。

● **介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）：1.8%（Ⅱ）：1.2%**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県等に届け出た事業所が、入居者に対し、サービスを行った場合に加算します。

● **介護職員等ベースアップ等支援加算 1.5%**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県等に届け出た事業所が、入居者に対し、サービスを行った場合に加算します。

● **身体拘束廃止未実施減算 10%**

指定居宅サービス等基準第183条5項および6項に規定する基準を満たさない場合に減算します。